

○能登町ふるさと定住住宅助成金交付要綱

平成28年3月28日告示第43号

改正

平成30年3月20日告示第15号

令和元年8月30日告示第15号

令和2年8月6日告示第72号

令和3年4月1日告示第32号

令和3年4月9日告示第34号

能登町ふるさと定住住宅助成金交付要綱

能登町ふるさと定住住宅助成金交付要綱（平成24年能登町告示第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この告示は、町内への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、移住者の住宅の新築及び中古住宅等の改築に要する経費について補助金を交付するものとし、能登町補助金交付規則（平成17年能登町規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民として永住の意思をもって居住し、住民基本台帳に登録され、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) Uターン 本町に過去住所を有していた者が転出した後、5年以上が経過した後に再度本町に転入したことをいい、同一企業内での転勤は該当しない。
- (3) Iターン 過去において本町に本籍や住所を有していなかった者が転入したことをいう。
- (4) 新築住宅 自己の住居の用に供するための建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については居住の用に供する部分が50%以上に限る。）をいう。ただし、相続、贈与及びその他取得対価の伴わない事由により取得した建物を除く。
- (5) 中古住宅 過去に人の住居の用に供されたことのある住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が結合する併用住宅については居住の用に供する部分が50%以上に限る。）をいう。ただし、相続、贈与及びその他取得対価の伴わない事由により取得した建物を除く。
- (6) 改築 住宅本体の一部を取壊し建築する工事及びそれに伴う設備の導入又は交換工事をいう。
- (7) 能登町建築業者 本町に営業所又は事務所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けているもの又はこれと同等の技術をもつ者で町長が認めたもの

（交付対象者）

**第3条** この告示における助成金の交付対象者は、Iターン者又はUターン者で、この助成金の認定を申請した日において、次に掲げる全ての要件を満た

す者とする。ただし、町長が適当と認める者については、この限りでない。

(1) 20歳以上であること。

(2) 本町に定住する意思があること。

(3) 新築及び改築は、次に掲げる要件を満たすものとする

ア 住宅を新築するものにあつては、転入してから5年未満の者であつて45歳未満の者

イ 中古住宅（購入）を改築する者は、転入してから5年未満の者

(4) 町税等滞納がないこと。

(5) 公務員である者が世帯にいないこと。

(6) 町に隣接している自治体（輪島市、珠洲市及び穴水町をいう。）以外からの転入であること。

（助成金の内容）

**第4条** 助成金の額、算出方法は別表に定めるとおりとする。ただし、算出した助成金に1,000未満の端数が生じている場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

2 国又は県等の公的機関から他の補助金、助成金を受けている場合は、助成金の対象としないものとする。

（認定の申請）

**第5条** 前条の交付要件を満たし、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象工事に着手する前に、能登町ふるさと定住住宅助成金（以下「定住住宅助成金」という。）対象住宅認定申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、転入届以前においても転入を前提としてできるものとする。

（認定）

**第6条** 町長は、前条の規定により定住住宅助成金対象住宅認定申請書の提出があつたときは、認定申請内容を審査し、交付の適否を決定し、定住住宅助成金対象住宅認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

**第7条** 申請者は、前条にて助成金の認定を受けたものに対して、完成した後に、定住住宅助成金交付申請書（様式第3号）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、前条による対象住宅認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（交付の決定）

**第8条** 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかにその決定を定住住宅助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

**第9条** 申請者は、前条の交付決定通知書を受理した後、定住住宅助成金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

**第10条** 町長は、助成金交付者が次のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付をした日から起算して5年未満に交付の対象である住宅から転居したとき（受給資格者と生計を一にする者が引き続き当該住宅に住居する場合を除く。）。
- (3) 助成金の交付をした日から起算して5年未満に交付の対象である住宅を譲渡及び解体したとき。
- (4) 第2号及び前号に該当した場合、交付をした日から起算して、決定の取り消された日までの返還金は次のとおりとする。

1年未満の居住であった場合	交付した助成金額の100%
1年以上2年未満の居住であった場合	交付した助成金額の80%
2年以上3年未満の居住であった場合	交付した助成金額の60%
3年以上4年未満の居住であった場合	交付した助成金額の40%
4年以上5年未満の居住であった場合	交付した助成金額の20%

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が交付を不相当と認めるとき。  
(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の能登町ふるさと定住住宅助成金交付要綱（平成28年能登町告示第43号）の規定によりなされた認定については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月20日告示第15号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年8月30日告示第15号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**（令和2年8月6日告示第72号）

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則**（令和3年4月1日告示第32号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和3年4月9日告示第34号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

助成金の算出					助成金の額
助成対象住宅	助成対象経費①	基本額②	加算額③	その他加算額④	
住宅の新築（併用住宅を含む。）	新築に要する経費	①×1/1 限度額150万円	能登町建築事業者施工である場合50万円の加算	申請者と同時に転入する家族がいる場合（申請者を除く。）1人当たり10万円の加算	②+③+④ 新築又は中古住宅（購入）で申請者以外の共有名義があり、その共有名義者が助成対象住宅に同居を予定している場合は、②と③の額を申請者の持分にてあん分し、④の額を加えた額とする
中古住宅（購入）の改築（併用住宅を含む。）	改築に要する経費	①×1/2 限度額70万円	能登町建築事業者施工である場合20万円の加算  ふるさと空き家情報登録物件又は能登町定住促進協議会把握物件の場合10万円の加算		